

平成 20 年第 3 回横須賀市議会定例会本会議

議員提出議案説明（9 月 17 日）

ただいま議題となりました議員提出議案第 1 号及び第 2 号の 2 件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第 1 号につきましては、平成 20 年法律第 69 号による地方自治法の改正に伴い、議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるようになったことを受けて、横須賀市議会会議規則を改正し、協議又は調整を行う場を設けるもの、及び所要の条文整備を行うものであります。

また、議員提出議案第 2 号につきましては、横須賀市議会委員会規則において、委員会に準ずる協議を行うための場及び特定の目的について検討を行うための場を設けるものであります。

本改正は、今まで事実上の会議として活動していた協議又は調整を行うための場等を議会活動として公式に位置づけることにより議会活動の明確化を図るとともに、これらの場を公務災害補償の対象としようとするものであります。

議員の皆様におかれましては、提出議案に御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。